

## 第6 会の財政状況と検討課題

### 1 はじめに

東京弁護士会（以下「東弁」という。）では、従前より財務規律の面で大きく3つの課題があった。退職給付引当資産の積立、事業準備等積立資産の積立、一般会計から会館維持管理会計への繰入れの3点である。

すなわち、退職給付引当資産については、公益法人の公正妥当な会計基準に照らすと、期末に職員全員が退職した場合に給付すべき引当金を負債計上していないこと、2016（平成28）年度決算時における退職給付引当資産は約1億4,070万円に過ぎず計算上約5億円の不足が認められること、事業準備等積立資産については、QA刷新など多額の支出が予定されながら同決算時における積立資産が約1億3,062万円に過ぎないこと、一般会計から会館維持管理会計への繰入れについては、2010（平成22）年度の臨時総会において、2017（平成29）年度まで繰入れを停止する旨の決議がなされたところ、繰入再開の時期及び繰入額を決定する必要があること、という課題があった。

まず、退職給付引当資産については、2016（平成28）年度決算において6億1,485万円を負債計上するとともに、本年度予算において前年度より約4,500万円増額した約1億円を積み立てて、引当資産を約2億4,000万円とし、また、将来的には、職員全員が退職した場合の給付額の50%を引当資産として保有する内容の積立金規則（日弁連の規則も同様である）を制定する予定となっている。

次に、事業準備等積立資産についても、本年度予算において前年度より約1億6,000万円増額した約2億円を予算計上し、改善が図られた。

そして、一般会計から会館維持管理会計への繰入れについては、1年前倒しして本年度より再開することとし、かつ、単年度の維持管理費に相当する1億7,600万円の繰り入れを行い、併せて、会館修繕積立金会計から会館維持管理会計への繰入れを停止した。なお、この繰入額についてはあらためて本年度の臨時総会において議論される予定である。

以上のように、昨年度から本年度にかけて、従前より山積していた課題がある程度克服され、本来あるべき財務の形に近づいたといえる。

### 2 東弁の財政状況

2016（平成28）年度決算における一般会計は、事業活動収入が約18億4,000万円、支出が約18億5,100万円、約1,100万円の赤字となり、投資活動収支が約8,700万円の赤字であった。その結果、一般会計全体では約9,800万円の赤字となり、次期繰越収支差額は約14億7,343万円となっている。

昨年度決算における主な特別会計を概括すると次のとおりである。

#### (1) 法律相談事業等特別会計

一般会計からの繰入金金が5,480万円であったのに対し、一般会計への繰出金が約6,374万円であったので、差引約894万円の黒字となった。

#### (2) 公設事務所運営基金特別会計

一般会計からの繰入金7,600万円を含めた収入が約1億869万円、支出が約1億1,100万円であり、収支差額はマイナス231万円となった。次期繰越収支差額は約2,113万円となっている。

#### (3) 会館特別会計

会館維持管理会計は、収入が約2億4,981円（会館修繕積立金会計からの繰入2億円を含む）、支出が約2億2,515円であり、収支差額は約2,430万円、次期繰越収支差額は約5億9,554万円である。

会館修繕積立金会計は、収入が約1億9,324万円、支出が約2億965万円であり、収支差額はマイナス約1,641万円、次期繰越収支差額は約52億9,292万円である。

不動産諸施設取得等積立金会計は、受取利息収入の約2万円のほか収支はなく、次期繰越収支差額は約5,135万円である。

会館特別会計全体としては、次期繰越収支差額は約59億3,981万円となっている。

### 3 今後の大きな課題

若手弁護士に対する支援策の一つとして、2016（平成28）年11月2日の臨時総会において、新65期以降（いわゆる貸与制世代）の2017（平成29）年1月分以降の新会館臨時会費を免除する旨の決議が成立した。これにより、漸次、新会館臨時会費収入は低減し、2026（平成38）年度においてはゼロとなる。

一方、ここ数年間で、新会館建設20年目の新会館大規模修繕、クレオの天井等内装改修、各種諸設備の改修などで優に20億円を超える工事費が嵩むことが予想され、さらに2026（平成38）年頃には30年目の大規模改修も予定しなければならない。

また、東弁会員は年々増加していくことから、現在の会館だけで会員に対するサービスを維持できるかは不透明であり、予断を許さない状況にある。現に、クレオや弁護士会館5階の会議室の利用は年々制限される方向にあり、外部施設の利用を余儀なくされるようになってきている。

そうすると、会館臨時会費の収入がゼロのままの状態を継続すれば、遠くない将来、会館特別会計が枯渇することは目に見えている。

したがって、今後の大きな課題は、弁護士会費が高額ではないかとの問題を抱えながら、第二次会館臨時会費の徴収時期と金額を検討しなければならないことである。

特に困難な問題は、その検討をする際に、130万円の一括納付の世代、漸次納付額を低減させてきた世代、ロースクール世代、さらにはいわゆる貸与世代と給費世代という、異なる納付額と異なる経済状況を背景とした様々な世代間の公平性をどのように図るべきかという点である。

東弁においては、かねてより、とりわけ財政的側面から、法律相談事業や公設事務所などの運営のあり方について活発な議論がなされているが、上記の困難な課題があることを見据えながら、事業の充実・拡大と財政の規律のバランスを図っていく必要がある。